

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	子育て支援課	検索番号	1-1
法令名	愛媛県青少年保護条例	根拠条項	第5条第9項	
不利益処分	有害図書類等の陳列方法等の改善の措置命令			
(根拠規定)				
(有害図書類等の販売等の制限)				
第5条 何人も、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、スライド用フィルム及びビデオテープ、ビデオディスク、レコード、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声を再生することができるもの（以下「図書類等」という。）の内容が、前条第1項各号のいずれかに該当するものと認めるときは、そのものを青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせ、又は販売し、配布し、贈与し、若しくは貸し付けられないようにしなければならない。				
2 知事は、図書類等の内容が、前条第1項各号のいずれかに該当するものと認めるときは、当該図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定することができる。				
3 前項の指定は、その旨及び理由を告示することによつて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、当該図書類等の販売若しくは貸付けを業とする者又は業として当該図書類等を見せ、読ませ、若しくは聞かせる施設を経営する者（以下「図書類等取扱業者」という。）に通知することによつて行うものとする。				
4 第2項の指定を受けたもののほか、次の各号のいずれかに該当する図書類等は、同項の指定を受けたものとみなす。				
(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの数当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの				
(2) 書籍又は雑誌（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの数が20ページを超えるもの。ただし、その内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。				
(3) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが連続して3分を超えるもの。この場合において、当該場面は連続しないが、当該場面に係る音声連続するときは、当該場面が連続するものとみなす。				
(4) ビデオテープ又はビデオディスク（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの。ただし、その内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。				
(5) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるものを掲載している図書類等（前各号に該当するものを除く。）				
5 図書類等取扱業者は、第2項の規定により指定された図書類等（前項の規定により第2項の指定を受けたものとみなされる図書類等を含む。以下「有害図書類等」という。）を青少年に販				

売し、若しくは貸し付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせてはならない。

- 6 図書類等取扱業者は、有害図書類等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類等を他の図書類等と区分し、青少年の目に触れないような場所又は営業の場所の屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。
- 7 図書類等取扱業者は、前項の規定による有害図書類等の陳列の場所に、当該有害図書類等を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせることができない旨の表示をしなければならない。
- 8 知事は、図書類等取扱業者が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類等取扱業者に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。
- 9 知事は、図書類等取扱業者が第6項又は第7項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類等取扱業者に対し、有害図書類等の陳列の方法又は場所の変更、表示の方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

一部改正〔昭和52年条例36号・平成元年32号・8年4号・17年78号〕

(処分基準)

愛媛県青少年保護条例施行規則

昭和42年12月5日
規則第40号

(有害図書類等の陳列方法)

第4条 条例第5条第6項の規定による有害図書類等の陳列は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書類等から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。
- (3) 他の図書類等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた位置にある棚又は他の図書類等を陳列する棚の背面の棚にまとめて陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列すること。
- (5) 図書類等の販売若しくは貸付けの業務又は図書類等を見せ、読ませ、若しくは聞かせる業務に従事する者が常駐する場所から半径5メートル以内の屋内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列すること。
- (6) 前各号による陳列が困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧することができない状態にしてまとめて陳列すること。

追加〔平成17年規則73号〕

(その他)